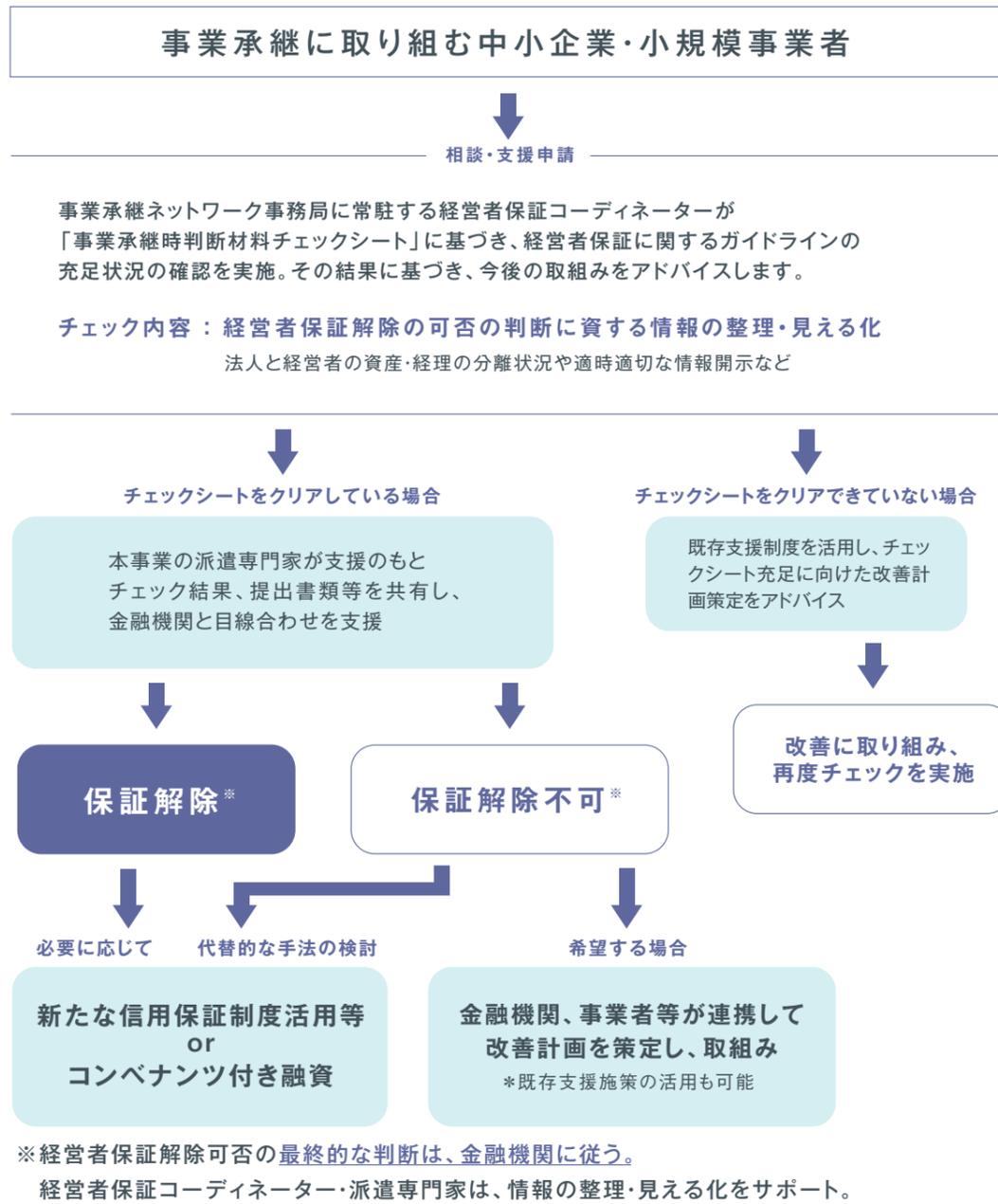


経営者保証解除に向けた支援フロー

事業承継保証ネットワークセンター

金融機関



お問い合わせやご相談はお気軽にお電話ください

経営者保証に関するガイドライン事務局 運営会社：株式会社ハソナ

☎ 03-6262-5075 HP: <https://hosho.go.jp>

*ガイドライン事務局へのお問い合わせは2020年3月末まで。

北海道経済産業局産業部中小企業課
011-709-3140

東北経済産業局産業部中小企業課
022-221-4922

関東経済産業局産業部中小企業金融課
048-600-0425

中部経済産業局産業部中小企業課
052-951-2748

近畿経済産業局産業部中小企業課
06-6966-6023

中国経済産業局産業部中小企業課
082-224-5661

四国経済産業局産業部中小企業課
087-811-8529

九州経済産業局産業部中小企業課
092-482-5447

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
098-866-1755

中小企業庁事業環境部金融課
03-3501-2876

事業承継時の経営者保証解除に向けた、新しい支援施策が2020年4月1日よりスタートします。

事業継承に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始

- 原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこととします。
- 例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることとします。

経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

- 「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。
- 経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなど、支援体制の拡充を図ります。

一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

- 事業承継時に経営者保証を不要とする新しい保証制度です。
- 経営者保証コーディネーターによる支援・確認を受けた場合に保証料を軽減し、最大でゼロにします*。
- 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能です。
*保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く

「経営者保証ガイドライン」とは？

中小企業、経営者および金融機関による対応についての
 中小企業団体、金融団体共通の自主的・自律的な準則

3つの要件をみたとすることで、ガイドラインの適用の可能性があります。

- 1 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

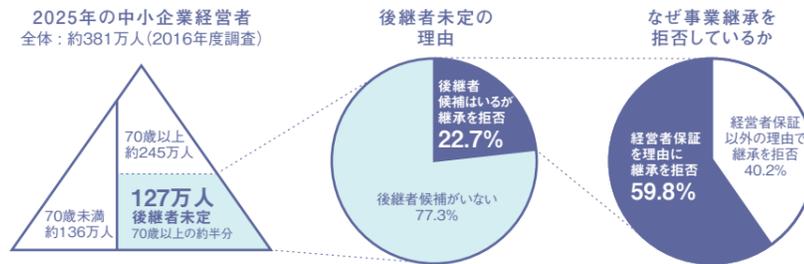
ガイドラインの適用でできること

- 経営者保証なしで金融機関から新規融資を受けられる可能性があります。
- 既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

背景

事業承継にとって 経営者保証が大きな障害に

70歳以上の中小企業経営者の約半分の127万人が後継者未定の状況です。そのうちの22.7%は後継者候補はいるが事業承継を拒否しており、その59.8%が経営者保証を理由に事業承継を拒否しています。事業承継にとって、残る課題は経営者保証なのです。もし、このまま廃業急増すると2025年までに650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性があります。



01

事業承継に焦点を当てた 「経営者ガイドライン」の特則

1 特則の位置付け

「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものである。

2 対象債権者における対応

① 前経営者、後継者との保証契約について

原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者、後継者の双方に十分説明し、理解を得ることとする。

② 後継者との保証契約について

後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継ぐのではなく、必要な情報開示を得た上で、ガイドライン第4項(2)に即して、保証契約の必要性を改めて検討するとともに、事業承継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断することが求められる。

③ 前経営者との保証契約について

前経営者は実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別な事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性がある。令和2年4月1日からの改正民法の施行により、第三者保証の利用が制限されることや、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることを踏まえて、保証契約の適切な見直しを検討することが求められる。

3 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者及び保証人が経営者保証を提供することなしに事業承継を希望する場合には、ガイドライン第4項(1)に掲げる経営状態であることが求められる。特に、この要件が未充足である場合には、後継者の負担を軽減させるために、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組むことが必要。

02

経営者保証を不要とする 新たな信用保証制度 [事業承継特別保証]

お申込み資格

- 保証申込受け付け日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- 令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- 資産超過である
- 返済緩和中の借入がないこと
- EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること
- 法人と経営者の分離がなされている

お申込み方法

- 与信取引のある金融機関経由のみ

保証限度額

- 2億8千万円(組合等の場合は4億8千万円) 責任共有制度(8割保証)の対象

保証限度額

- 一括返済の場合1年以内
- 分割返済の場合10年(据置期間は1年以内)

対象資金

- 事業承継時までに必要な事業資金。既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

保証料率

- 0.45%～1.90%(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%)

添付資料

- 信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の資料が必要

- ① 事業承継計画書(信用保証協会所定の書式)
- ② 財務要件等確認書
- ③ 借換債務等確認書(既借借入金を借り換えする場合)
- ④ 他行借換依頼書兼確認書
- ⑤ 事業承継時判断材料チェックシート
(経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

03

経営者保証コーディネーターと本事業派遣専門家 との役割分担と支援事業スキーム

経営者保証

コーディネーターの役割

- 事務局に常駐し、本事業遂行の統括的な役割、案件の進捗管理を担います。
- 金融機関、信用保証協会、他の支援制度(支援機関)との連携の窓口機能を担います。
- 県内各地での説明会開催などにより、案件の掘り起こしや本スキームを利用しようとする中小企業からの相談受付を担当します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証ガイドラインの要件の充足状況の確認や、経営状況の見える化を行います。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づく確認の結果、確認ポイントに×が付き、改善が必要と判断される企業に対して(当該企業の要望に応じて)既存制度を活用した経営の磨き上げ支援を幹旋します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」の全項目が○となった企業が経営者保証解除に向けて、取引先金融機関と目線合わせ(交渉)を行う際に(当該企業の要望に応じて)目線合わせに同席し、支援する本事業で登録する専門家(派遣費用は本事業で負担、利用者負担なし)を派遣します。

本事業派遣専門家の役割

- 経営者保証コーディネーターが、「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき確認した後、企業が取引先金融機関と経営者保証解除に向けて目線合わせ(交渉)を行う際に、経営者保証コーディネーターから引き継いだ確認結果(経営者保証コーディネーター記入済みの「事業承継時判断材料チェックシート」及び添付書類(決算書等))を用いて専門家の立場からその交渉を支援します。
- 目線合わせの結果を事業者経由で金融機関から聴取し、経営者保証コーディネーターに報告するとともに、事業者、コーディネーターと今後の方針について相談します。

事業承継時判断材料チェックシートの主要確認項目

必須書類	説明ポイント
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者であること ※書式は任意
決算書	●税務署に申告した財務情報と同一の情報金融機関に適切に開示されていること ●経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有していないこと ●法人から経営者等への資金流用がないこと ●法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと ●法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できること
試算表	金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること
資金繰り表	●試算表と共に資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っていること ●資金繰り表より、当面の資金繰りに資金不足が生じていないこと